

一般社団法人愛媛県歯科衛生士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人愛媛県歯科衛生士会という。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を愛媛県松山市におく。

(目的)

第3条 本会は、愛媛県において、歯科衛生士の資質の向上並びに地域住民の口腔機能の維持増進及び歯科衛生の普及向上を図ることにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生の普及啓発に関する事業
- (2) 歯科保健指導に関する事業
- (3) 歯科衛生士の倫理の高揚及び資質の向上に関する事業
- (4) その他前各号の目的を達するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 歯科衛生士の資格を有し、本会の目的に賛同し、入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、入会した個人または団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会に提出し、理事会の承諾を得るものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は、第3条に規定する本会の目的達成に寄与する研究または調査の結果を本会に報告し発表することができる。

- 2 会員は、本会の発行する会誌、その他の印刷物の配付を受けまたは購入することができる。
- 3 会員は、本会の事業に関し意見を述べることができる。

(会員の義務)

第8条 正会員は、所定の入会金及び会費を本会に支払う義務を負う。

2 賛助会員は、所定の賛助会費を本会に支払う義務を負う。

3 入会金、会費及び賛助会費の額並びに納入の方法については、総会で定める。

4 会員は、その氏名又は住所を変更したときは、速やかにその旨を本会に届けなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 個人の場合は死亡若しくは失跡宣告を受けたとき、団体の場合は解散したとき

(2) 歯科衛生士免許が取り消されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもってその者を除名することができる。

(1) 本定款に違反したとき

(2) 本会の信用を失墜するような行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の日から1週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 本会に、次の役員をおく。

(1) 理事 8人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 代表理事を会長として、理事のうち2人を副会長、1人を専務理事とする。

4 理事及び監事は、総会において選任する。

5 会長、副会長及び専務理事は、理事長において理事の互選により定める。

6 役員は、本会の正会員でなければならない。

7 理事及び監事は、相互にかねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 13 条 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会で決めた順位により、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるとき又は共に欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 15 条 理事の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年数のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任をさまたげない。

- 2 監事の任期は、専任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任をさまたげない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利業務を有する。

(解任)

第 16 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 正会員は、総正会員の 3 分の 2 以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事会に提出して、役員解任を請求することができる。ただし、役員を解任しようとするときは、その旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(顧問)

第 17 条 本会に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうち、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じるほか、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

(報酬)

第 18 条 役員報酬は、総会において定める。

第4章 会議

(設置)

第19条 本会に理事会を置く。

(種別)

第20条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会並びに臨時総会とする。

(構成及び権能)

第21条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額またはその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法及びこの定款に定める事項

2 理事会は、すべての理事をもって構成し、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求があったとき

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の要求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 3 会議を招集する場合には、この定款及び法令に別段の定めがある場合を除き、会議の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席正会員の中から各1名ずつ選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第26条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(表決権及びその行使)

第27条 正会員は、総会において、おのおの1個の議決権を有する。

- 2 監事は理事会に出席して、質問し意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(代理)

第28条 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決することができる。この場合、第26条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 2 提出された書類は、総会の日から3ヶ月間事務所に備えおかなければならない。

(議事録)

第29条 会議の議事については、法令の定めるところにより次の議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員数並びに理事会にあっては理事の氏名(表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概論及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 前項の議事録には、総会にあっては議長及び出席した理事、理事会にあっては出席した理事及び監事が署名または記名押印しなければならない。

第5章 基金

(基金の拠出)

第30条 本会は、会員または第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第31条 基金の募集、割当て及び払い込等の手続きについては、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第33条 基金の返還は、返還する基金の総額について通常総会の決議を経た後、理事会において決定したところに従って行う。

第6章 諮問機関及び事務局

(委員会)

第34条 本会は、会長の諮問に応じて、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会をおくことができる。

- 2 委員会の種類、構成、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には職員若干名をおく。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別

に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 会員の負担金
- (3) 寄附金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事会の議決により定める方法に基づき、会長が管理する。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の分配)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会で報告する。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算資産については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。